

交通違反特例書式取扱要領の制定について

平成28年7月8日
例規（交指）第29号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、交通違反特例書式取扱要領の制定について（平成12年例規（交指・駐対）第44号）は廃止する。

別添

交通違反特例書式取扱要領

第1 趣旨

この要領は、交通違反指導取締要綱（平成3年本部訓令第3号）に基づき、交通切符制度適用外の道路交通法（昭和35年法律第105号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）及び千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例（平成13年千葉県条例第50号）の違反事件（以下「交通関係法令違反事件」という。）に係る司法警察職員捜査基本書式例の特例（以下「交通違反特例書式」という。）の書式、適用範囲等について必要な事項を定める。

第2 交通違反特例書式の様式

- 1 送致書・捜査報告書（検察庁送致 様式第1号（その1）（その2））
- 2 送致書・捜査報告書（家庭裁判所送致 様式第1号の2、様式第1号（その2））
- 3 現認（認知）報告書（様式第2号）
- 4 実況見分調書（様式第3号）（その1）（その2）
- 5 被疑者供述調書（様式第4号）
- 6 被害者供述調書（様式第5号）
- 7 参考人供述調書（様式第6号）
- 8 供述調書継続用紙（様式第7号）

第3 適用範囲

1 道路交通法

道路交通法の交通違反特例書式適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物件交通事故を伴う違反事件（交通切符適用の違反事件を除く。）
- (2) 交通切符適用対象外の違反事件のうち別表第1の違反事件
- (3) 外国人の犯した交通切符適用違反事件（ただし在日韓国人、在日朝鮮人を除く。）

2 自動車の保管場所の確保等に関する法律

自動車の保管場所の確保等に関する法律の交通違反特例書式適用範囲は、別表第2に定めるとおりとする。

3 自動車損害賠償保障法

自動車損害賠償保障法の交通違反特例書式適用範囲は、別表第3に定めるとおりとする。

4 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の交通違反特例書式適用範囲は、別表第4に定めるとおりとする。

5 道路運送車両法

道路運送車両法の交通違反特例書式適用範囲は、別表第5の定めるとおりとする。

6 道路運送法

道路運送法の交通違反特例書式適用範囲は、別表第6の定めるとおりとする。

7 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の適用範囲は、別表第7に定めるとおりとする。

8 千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例

千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例の適用範囲は、別表第8に定めるとおりとする。

第4 適用対象外の違反事件

1 道路交通法

- (1) 第65条第1項（酒酔い運転）
- (2) 第65条第2項（車両等提供（運転者の酒酔い））
- (3) 第66条（病気、薬物運転等の禁止違反）
- (4) 第72条第1項前段（交通事故の場合の措置違反で人の死傷が当該運転者の運転に起因するもの）

2 適用を除外する事件

- (1) 無免許運転により運転者が逮捕された事件
- (2) 無免許運転による交通人身事故事件
- (3) 飲酒運転により運転者が逮捕された事件
- (4) 飲酒運転による交通人身事故事件
- (5) 外国人（日本語を理解するものを除く。）が、被疑者又は被害者である事件
- (6) 告訴又は告発に係る事件
- (7) 強制捜査を伴う事件
- (8) 事実の重要な部分について、被疑者が否認し、又は被疑者の供述と相被疑者若しくは被害者その他の参考人の供述が食い違う事件
- (9) 社会の注目をひくなど、事案の性質上特例書式になじまない事件
- (10) 検察官が具体的に指定した事件
- (11) その他特例書式による送致が適当でないと認められる事件

第5 その他

1 交通違反特例書式適用事件の登録

- (1) 基礎点数が付されている交通違反特例書式の事件の登録は、運転免許の行政処分事務処理要領の制定について（平成8年例規（執）第23号）に定める人身事故票等送付書により交通部運転免許本部執行課長宛てに送付すること。

なお、送付に当たっては、事実の証明に必要な捜査報告書、供述調書等の関係書類を添付すること。

- (2) 交通法令違反検挙票の作成

前（1）以外の交通違反特例書式を適用した事件については、千葉県警察交通情報管理システムに必要事項を入力することにより、交通法令違反事件検挙票を作成して交通部交通指導課長宛てに送付すること。

2 報告

交通違反特例書式を適用するに当たって、別に定める特異な事案を取り扱ったときは、交通部交通指導課長を経由して交通部長に報告すること。

別表第1

交通切符適用対象外の違反事件

1	第11条第1項、第2項、第3項（行列等の通行区分違反）
2	第45条の2第4項（高齢運転者等標章の返納）
3	第50条の2（違法停車是正命令不服従）
4	第51条第1項（違法駐車是正命令不服従）
5	第61条（積載等の危険防止の措置命令不服従）
6	第62条（整備不良車両運転下命）
7	第63条第1項、第2項（整備不良車両の検査等不服従）
8	第63条第7項（故障車両にはりつけた標章破損等）
9	第63条の2第1項（運行記録計不備等の運転下命）

1 0	第 6 3 条の 2 第 2 項（運行記録紙保存義務違反）
1 1	第 6 3 条の 1 0 第 1 項（制動装置不良自転車の停止命令違反、検査拒否）
1 2	第 6 3 条の 1 0 第 2 項（制動装置不良自転車の応急措置命令等違反）
1 3	第 6 4 条第 2 項（車両提供（運転者無免許））
1 4	第 6 4 条第 3 項（車両同乗（運転者が無免許の状態であると認識し、かつ、運転者が無免許運転をした場合））
1 5	第 6 5 条第 2 項（車両等提供（運転者酒気帯び））
1 6	第 6 5 条第 3 項（酒類提供（運転者酒酔い））
1 7	第 6 5 条第 3 項（酒類提供（運転者酒気帯び））
1 8	第 6 5 条第 4 項（車両同乗（運転者が酒に酔った状態であると認識し、かつ、運転者が酒酔い運転をした場合））
1 9	第 6 5 条第 4 項（車両同乗（運転者が酒に酔った状態又は酒気帯びの状態であると認識し、かつ、運転者が酒気帯び運転をした場合））
2 0	第 6 6 条（過労運転の禁止違反）
2 1	第 6 7 条第 1 項（警察官の停止命令不服従）
2 2	第 6 7 条第 3 項（飲酒検査の拒否、妨害）
2 3	第 7 2 条第 1 項前段（物件事故の場合の危険防止措置違反）
2 4	第 7 2 条第 1 項前段（交通事故の場合の措置違反で人の死傷が当該運転者の運転に起因しないもの）
2 5	第 7 2 条第 1 項後段（物件事故の場合の報告義務違反）
2 6	第 7 2 条第 2 項（物件事故の場合の運転者に対する命令違反）
2 7	第 7 3 条（運転者の行う交通事故の場合の措置妨害）
2 8	第 7 4 条の 3 第 1 項（安全運転管理者の選任義務違反）
2 9	第 7 4 条の 3 第 4 項（副安全運転管理者の選任義務違反）
3 0	第 7 4 条の 3 第 5 項（安全運転管理者の選任届出義務違反）
3 1	第 7 4 条の 3 第 6 項（安全運転管理者の解任命令違反）
3 2	第 7 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号（車両等の運行を管理する者の義務違反）
3 3	第 7 5 条第 2 項（業務に関する公安委員会の自動車使用制限命令違反）
3 4	第 7 5 条第 1 1 項（公安委員会の自動車使用制限命令の標章破損等）
3 5	第 7 5 条の 2（公安委員会の自動車使用制限命令違反）
3 6	第 7 5 条の 8 第 2 項（高速道路における違法駐車是正命令不服従）
3 7	第 7 6 条第 3 項（交通妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置く行為）
3 8	第 7 6 条第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号（道路における禁止行為）
3 9	第 7 7 条第 1 項第 4 号（公安委員会制定事項の無許可道路使用）
4 0	第 7 7 条第 3 項及び第 4 項（道路使用許可条件違反）
4 1	第 7 8 条第 4 項（道路使用許可証の記載事項変更届出義務違反）
4 2	第 8 1 条の 2 第 1 項（転落積載物の措置命令違反）
4 3	第 9 5 条第 2 項（運転免許証の提示義務違反）
4 4	第 1 0 3 条の 2 第 3 項（免許証の提出義務違反）
4 5	第 1 0 7 条第 1 項及び第 3 項（免許証の返納義務違反）
4 6	第 1 0 7 条の 3、第 1 0 7 条の 5 第 4 項、第 6 項、第 1 0 7 条の 1 0 第 1 項、第 2 項及び第 1 1 7 条の 4 第 2 号（国際運転免許証及び帯国外運転免許証に関する違反）
4 7	第 1 0 8 条の 3 の 4（自転車運転者講習の受講命令違反）
4 8	第 1 1 6 条（業務上（重）過失建造物損壊）
4 9	第 1 2 0 条第 1 項第 1 6 号（高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、又は貸与した行為）
5 0	第 1 2 3 条（両罰規定）

5 1	第 6 4 条 及び 第 8 5 条 第 5 項 違反の共犯（無免許、政令大型・中型無資格運転の教唆及び幫助）
5 2	第 6 5 条 第 1 項 違反の共犯（酒気帯び、酒酔い運転の教唆及び幫助）

別表第 2

自動車の保管場所の確保等に関する法律の適用対象違反事件

1	第 1 1 条 第 1 項（保管場所としての道路使用）
2	第 1 8 条（両罰規定）

別表第 3

自動車損害賠償保障法の適用対象違反事件

1	第 5 条（無保険車の運行）
2	第 8 条（保険証明書の備付義務違反）
3	第 9 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 3 項（保険標章表示違反）
4	第 5 条、第 8 条、第 9 条の 3 第 1 項及び第 3 項違反の第 9 0 条該当事件（両罰規定）

別表第 4

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の適用対象違反事件

1	第 4 条（表示番号等の表示違反）
2	第 6 条（自重計の不備）
3	第 4 条 及び 第 6 条 違反の第 2 2 条該当事件（両罰規定）

別表第 5

道路運送車両法の適用対象違反事件

1	第 4 条（無登録車の運行）
2	第 1 1 条 第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項（自動車登録番号標の封印取り付け違反等）
3	第 1 9 条（登録番号標表示違反）
4	第 3 6 条（臨時運行許可番号標表示違反及び許可証の不備付）
5	第 5 4 条 第 1 項（整備命令違反）
6	第 5 8 条 第 1 項（無検査車両の運行）
7	第 6 6 条 第 1 項（車検の不備付及び検査標章表示違反）
8	第 6 6 条 第 5 項（無効力の検査標章表示違反）
9	第 6 7 条 第 1 項（自動車検査証の記載事項の変更違反）
1 0	第 7 3 条 第 1 項（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車車両番号表示違反）
1 1	第 9 7 条 の 3 第 1 項（検査対象外軽自動車の無届運行）
1 2	第 9 7 条 の 3 第 2 項（検査対象外軽自動車車両番号表示違反）
1 3	第 4 条、第 1 9 条、第 3 6 条、第 5 4 条 第 1 項、第 5 8 条 第 1 項、第 6 6 条 第 1 項、第 6 6 条 第 5 項、第 6 7 条 第 1 項、第 7 3 条 第 1 項、第 9 7 条 の 3 第 1 項 及び 第 2 項 違反の第 1 1 1 条該当事件（両罰規定）

別表第 6

道路運送法の適用対象違反事件

1	第 9 条（不当料金の收受）
2	第 1 3 条（乗車拒否）
3	第 7 8 条（自家用車の有償運送禁止）
4	第 9 条、第 1 3 条 及び 第 7 8 条 違反の第 9 9 条該当事件（両罰規定）

別表第 7

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の適用対象違反事件

1	第5条第1項（無認定違反（第1項の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者を除く。））
2	第5条第2項及び第3項（通知前営業違反）
3	第6条（認定証の掲示義務違反）
4	第8条第1項前段（変更の届出等違反（第1項の届出書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者を除く。））
5	第9条第1項（認定証の返納義務違反）
6	第10条（名義貸しの禁止違反）
7	第11条（料金の掲示違反）
8	第12条（損害賠償措置を講ずべき義務違反）
9	第13条第1項（自動車運転代行業約款掲示違反）
10	第13条第3項（自動車運転代行業約款掲示届出義務違反）
11	第16条（代行運転自動車標識の表示違反）
12	第17条第1項（認定業者随伴用自動車の表示違反）
13	第17条第2項（無認定業者随伴用自動車の表示違反）
14	第20条（帳簿等の備付け違反（第1項若しくは第2項の帳簿又は書類に虚偽の記載をした者を除く。））
15	第21条（報告及び立入検査（第1項若しくは第2項の規定による報告、若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同条第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者を除く。））
16	第5条第1項から第3項まで、第6条、第8条第1項前段、第9条第1項、第10条、第11条、第12条、第13条第1項及び第3項、第16条、第17条第1項及び第2項、第20条並びに第21条違反の第34条該当事件（両罰規定）

別表第8

千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例の適用対象違反事件

1	第15条第3号（道路外の場所における暴走行為の禁止）
---	----------------------------

以下様式省略